

## 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象の拡大等

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）による助成金交付業務の対象について、高度通信・放送研究開発の一部から高度通信・放送研究開発の全体に拡大すること。

（第十四条第一項第十号関係）

- 二 その他規定の整備をすること。

### 第二 革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置等

- 一 機構は、令和二年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される補助金により、令和六年三月三十一日までの間に限り、第一の助成金交付業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち次の要件を満たすもの並びにこれに附帯する業務に要する費用（三及び五の報告書の作成に係る業務以外の業務にあつては、令和五年三月三十一日までの間に行うものに係る費用に限る。）に充てるための基金（以下「革新的情報通信技術研究開発推進基金」という。）を設けるものとともに、革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置に係る所要の規定を設けること。

(附則第十二条関係)

1 革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの

2 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

二 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならぬこととする。 (附則第十三条関係)

三 機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならないこととする。 (附則第十四条第一項関係)

四 総務大臣は、三の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないこととする。 (附則第十四条第二項関係)

五 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の成果について評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和六年三月三十一日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならないこととする事。

(附則第十四条第三項関係)

六 その他規定の整備をすること。

### 第三 施行期日等

この法律の施行期日及び経過措置について定めること。

(附則関係)